

臣とし、前条第一項の認可が金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは内閣総理大臣とする。

務大臣とし、前条第一項の認可が金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは内閣総理大臣とする。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「総会」、「信用金庫等」、「労働金庫等」、「信用農水産業協同組合連合会」、「存続信用金庫等」、「信用協同組合等」、「存続信用協同組合等」、「存続労働金庫等」、「存続農業協同組合連合会」、「存続漁業協同組合連合会」又は「存続水産加工業協同組合連合会」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項、同項第十号から第十二号まで若しくは第三条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項又は第二十三条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、総会、信用金庫等、労働金庫等、信用農水産業協同組合連合会、存続信用金庫等、信用協同組合等、存続信用協同組合等、存続労働金庫等、存続農業協同組合連合会、存続漁業協同組合連合会又は存続水産加工業協同組合連合会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「総会」、「協同組織中央金融機関」、「優先株式等」、「信用金庫等」、「労働金庫等」、「協定銀行」、「協定」、「信託受益権等」、「信用農水産業協同組合連合会」、「存続信用金庫等」、「信用協同組合等」、「存続信用協同組合等」、「存続労働金庫等」、「存続農業協同組合連合会」、「存続漁業協同組合連合会」又は「存続水産加工業協同組合連合会」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項、同項第十号から第十二号まで、第六項若しくは第七項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項若しくは第二項第三号、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、総会、協同組織中央金融機関、優先株式等、信用金庫等、労働金庫等、協定銀行、協定、信託受益権等、信用農水産業協同組合連合会、存続信用金庫等、信用協同組合等、存続信用協同組合等、存続労働金庫等、存続農業協同組合連合会、存続漁業協同組合連合会又は存続水産加工業協同組合連合会をいう。</p>

加工業協同組合連合会をいう。

(劣後特約付社債)

(削る)

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める社債は、次に掲げる

性質のすべてを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

(劣後特約付金銭消費貸借)

(削る)

第三条 法第二条第五項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、

次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

(信託受益権等)

(削る)

第四条 法第十八条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取得優先出資等(法第十八条第二項第三号に規定する取得優先出資等をいう。以下この条において同じ。)のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。

-
- イ 金銭の分配及び償還に関し他の信託の受益権より優先するものであること。
 - ロ 金銭の分配及び償還以外の事項に関し他の信託の受益権より劣後するものでないこと。
 - ハ 協定銀行が処分することが著しく困難であると認められるものでないこと。
 - ニ 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は償還を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の信託の受益権を保有することが見込まれること。
 - 二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第一条第一項に規定する特定資産をいう。次号において同じ。）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号において同じ。）に従い発行される同条第五項に規定する優先出資であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。
 - イ 利益の配当、消却及び残余財産の分配に関し他の優先出資より優先するものであること。
 - ロ 利益の配当、消却及び残余財産の分配以外の事項に関し他の優先出資より劣後するものでないこと。
 - ハ 協定銀行が処分することが著しく困難であると認められるものでないこと。
 - ニ 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分
-

をし、又は消却を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の優先出資を保有することが見込まれること。

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。

イ 利息の支払及び元本の償還に関し他の特定社債より優先するものであること。

ロ 利息の支払及び元本の償還以外の事項に関し他の特定社債より劣後するものでないこと。

ハ 協定銀行が処分をすることが著しく困難であると認められるものでないこと。

ニ 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は償還を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の特定社債を保有することが見込まれること。

(協定銀行に生じた損失の額)

第五条 法第二十八条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第二号に掲げる費用の額の合計額から、第一号に掲げる収益の額の合計額を控除した残額とする。

一 収益

イ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る譲渡

(削る)

益

ロ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る消却、償還、返済又は残余財産の分配に伴う収益

ハ 取得した優先株式等及び信託受益権等に係る受取配当金及び有価証券利息

ニ 取得した貸付債権に係る貸付金利息

ホ その他協定の定めによる業務の実施による収益

二 費用

イ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る譲渡損

ロ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る消却、償還、返済又は残余財産の分配に伴う損失

ハ 取得した優先株式等及び信託受益権等に係る評価損

ニ 取得した貸付債権に係る貸倒れによる損失

ホ 協定の定めによる優先株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金の利息

ヘ その他協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用

(協定銀行に生じた利益の額等)

(削る)

第六条 法第二十九条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行の各事業年度の前条第一号に掲げる収益の額

の合計額から、同条第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。

2) 協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に預金保険機構に納付するものとする。

1) (金融機関等経営基盤強化業務に係る借入金及び債券発行の限度額)

第七条 法第三十二条第一項に規定する政令で定める金額は、一兆円とする。

(金融機関等経営基盤強化業務の終了の日)

第八条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。

(預金保険の保険金の額の特例)

第九条 法第三十六条の規定により読み替えて適用される預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十四条第二項に規定する合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に依じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定

(削る)

(削る)

(預金保険の保険金の額の特例)

第二条 法第十四条の規定により読み替えて適用される預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十四条第二項に規定する合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に依り、政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定め

る数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

(貯金保険の保険金の額の特例)

第三条 法第十五条第一項の規定により読み替えて適用される農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この条において「貯金保険法」という。）第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併せて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

2 法第十五条第二項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

3 法第十五条第三項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

(貯金保険の保険金の額の特例)

第十条 法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この条において「貯金保険法」という。）第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

2 法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

3 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に併じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

4 法第十五条第四項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

(総会の議決を経ないで合併を行う場合の合併契約書の記載事項)
第四条 法第十六条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

2 前項の規定は、法第十七条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続信用協同組合等」と、「信用金庫等」とあるのは「信用協同組合等」と、「会員」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第十八条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続労働金庫等」と、「信用金庫等」とあるのは「労働金庫等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第二十一条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続農業協同組合連合会」と、「信用金庫等」と

4 法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

一・二 (略)

(総会の議決を経ないで合併を行う場合の合併契約書の記載事項)
第十一条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

2 前項の規定は、法第三十九条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続信用協同組合等」と、「信用金庫等」とあるのは「信用協同組合等」と、「会員」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四十条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続労働金庫等」と、「信用金庫等」とあるのは「労働金庫等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第四十四条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続農業協同組合連合会」と、「信用金庫等」と

あるのは「農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、法第二十二條第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続漁業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「漁業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、法第二十三條第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続水産加工業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併の登記申請書の添付書類）

第五條 法第十九條第一項の規定により、総会の承認を経ないで合併を行う協同組織金融機関（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この条において「合併転換法」）という。）第二條第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）は、金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）第九條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第六号及び第八号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を登記の申請書に添付しなければならない。

一・二（略）

あるのは「農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、法第四十五條第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続漁業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「漁業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、法第四十六條第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「存続信用金庫等」とあるのは「存続水産加工業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併の登記申請書の添付書類）

第十二條 法第四十一條第一項の規定により、総会の承認を経ないで合併を行う協同組織金融機関（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この条において「合併転換法」）という。）第二條第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）は、金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第百四十三号）第九條第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第六号及び第八号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を登記の申請書に添付しなければならない。

一・二（略）

三 合併転換法第十一条第一項の規定による公告及び催告（法第三十四条において準用する合併転換法第十一条第四項の規定により、合併を行う協同組織金融機関が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該協同組織金融機関にあつては、これらの公告）並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 法第十九条第五項の規定による反対の意思を通知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の数を証する書面

五（略）

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併契約書の記載事項）

第六条 農林中央金庫が法第二十条第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併契約書には、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号。以下「再編強化法施行令」という。）第一条の規定にかかわらず、同条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項のほか、信用農水産業協同組合連合会の合併総会の期日及び合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が合併の日までに剰余金の配当をする場合における限度額を記載しなければならぬ。

三 合併転換法第十一条第一項の規定による公告及び催告（法第五十七条において準用する合併転換法第十一条第四項の規定により、合併を行う協同組織金融機関が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該協同組織金融機関にあつては、これらの公告）並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 法第四十一条第五項の規定による反対の意思を通知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の数を証する書面

五（略）

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併契約書の記載事項）

第十三条 農林中央金庫が法第四十三条第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併契約書には、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号。以下「再編強化法施行令」という。）第一条の規定にかかわらず、同条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項のほか、信用農水産業協同組合連合会の合併総会の期日及び合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が合併の日までに剰余金の配当をする場合における限度額を記載しなければならぬ。

(総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併の登記申請書の添付書類)

第七条 農林中央金庫が法第二十条第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の変更の登記の申請書には、再編強化法施行令第五条の規定にかかわらず、同条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第二十条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

四 (略)

(都道府県知事への通知)

第八条 内閣総理大臣(第二号及び第三号)にあつては、金融庁長官)及び厚生労働大臣は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は第六条第一項の規定による経営基盤強化計画の提出

二 法第八条第一項の規定による報告

(総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併の登記申請書の添付書類)

第十四条 農林中央金庫が法第四十三条第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の変更の登記の申請書には、再編強化法施行令第五条の規定にかかわらず、同条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第四十三条第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

四 (略)

(都道府県知事への通知)

第十五条 内閣総理大臣(第二号から第五号)にあつては、金融庁長官)及び厚生労働大臣は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の提出

二 法第九条第一項(法第十一条第四項において準用する場合を含む)

三 法第九条の規定による報告又は資料の提出

(削る)

(削る)

2 内閣総理大臣(第二号)にあつては、金融庁長官)及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は法第六条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定

二 法第九条の規定による報告又は資料の提出の命令

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第九条 法第四十六条第一項に規定する政令で定めるものは、法第三条又は法第六条第一項の規定による経営基盤強化計画の受理及び認定とする。

(削る)

む。)の規定による報告

三 法第十条の規定による報告又は資料の提出

四 法第十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による経営計画の提出

五 法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出

2 内閣総理大臣(第二号)にあつては、金融庁長官)及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定

二 法第十条又は法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出の命令

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十六条 法第七十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の

受理及び認定

- 二 法第二十一条第二項の規定による経営基盤強化指導計画の受理
- 三 法第二十一条第四項の規定による信託受益権等の買取りの決定

(財務局長等への権限の委任)

第十条 金融庁長官は、法第四十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等（金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）に対する法第九条の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 金融庁長官は、法第七十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等（金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）に対する法第十条又は法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。